

# 名誉会員の推薦の基準、ならびに、顧問の選出に関する申し合わせ

平成 28 年 7 月 16 日 一般社団法人地域安全学会理事会決定

一般社団法人地域安全学会定款第 6 条に基づく細則第 3 条第 2 項に定める名誉会員の推薦の基準、ならびに、定款第 3 6 条に定める顧問の選出については以下の通りとする。

(名誉会員)

1. 本学会細則第 3 条第 2 項に定める「名誉会員の推薦の基準」は、任意団体としての期間を含め、設立以降の本学会の会長、副会長、もしくは監事を務め、本学会に多大な貢献があった者、もしくはこれと同等の貢献があったと理事会が認めた正会員から、理事会の議を経て選出する。
2. 名誉会員の期間は、原則終身とするが、本人の申し出によって退会することができる。

(顧問)

3. 定款第 3 6 条に定める顧問は、正会員の中から理事会の議を経て選出する。
4. 顧問の期間は 2 年間とし、再任を妨げない。

上記申し合わせに従い、所定の手続きを行って下記の者を名誉会員とする。

名誉会員

伊藤 滋	小川 雄二郎	梶 秀樹	片山 恒雄	亀田 弘行
熊谷 良雄	長能 正武	濱田 政則	村上 處直	村上 雅也
室崎 益輝	宮本 英治	吉井 博明	井野 盛夫	